土地利用型農業機械の購入を支援します！

（土地利用型農業生産施設等整備事業）

１　対象作物

水稲，麦，大豆等

２　対象機械

　　　大型収穫機，大豆収穫機，田植機（８条植え以上），水稲直播機， 乗用管理機（ブーム

　　スプレヤー・中耕培土機），トラクター，施肥播種機，農業用ドローン等

３　補助対象者等

⑴　営農集団

農業法人，農事組合法人は，市内に事業所等を有する認定農業者又は認定新規就農者で，かつ，実質化された人・農地プランの中心経営体として登載されている，農業従事者が３人以上の組織であること。

その他農業者の組織する団体は，市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者で，かつ，実質化された人・農地プランの中心経営体として登載された者１人以上を含む，構成員が３人以上の組織であること。

①　要件

　　　・　導入機械の利用面積が，市内の農地の概ね１０ha以上であること。

・　５年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること。

・　次のいずれかのタイプ別要件を満たすこと。

　　（ア）地域営農タイプ

・　５年以内に地域（１集落もしくは２，３集落）の市内の水田の６０％以上を集積　する計画を持っていること。

・　５年以内に地域の機械（コンバイン，田植機，トラクター，乾燥機）を５０％

以上削減する計画を持っていること。

（イ）受託組織強化タイプ

　　　　　　・　５年以内に組織の構成員が，合計で３８ha以上市内の水田を集積する計画を持っていること。

②　補助率

事業費の３／１０以内

⑵　新規就農者（土地利用型農業の親元就農者または農外就農者）

　　　１８歳以上４５歳未満で，新規に農業に従事して５年以内の者で，宇都宮市内で継続して就農すること。

①　要件

　　　・　実質化された人・農地プランの中心経営体として登載されており（予定含む。），５年後までに１０ha以上の市内の水田を集積する計画を持ち，認定農業者を目指すこと。

②　補助率

事業費の１／２以内（上限３００万円，１回限り）

４　その他

・　農業用ドローンを導入する場合は，組織の構成員１人以上が「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。講習を受講済みである場合は，受講済みであることを確認できるものを提出すること。

**（お問い合わせ先）宇都宮市経済部農林生産流通課　TEL:０２８－６３２－２４５７**